

(2) コンプライアンス、社会貢献

イ 環境への配慮

(ア) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

① 基本的な考え方

神奈川県環境基本条例では、「環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行われなければならない」を基本理念としています。

当協会は、かながわ労働プラザの管理運営にあたって、神奈川県の環境マネジメントシステムを踏まえ、環境に配慮した取組を積極的に行い、環境負荷の低い施設運営に努めます。

② 環境に配慮した取組

■ 温室効果ガスの排出量削減目標値の設定と省エネルギーの推進

当協会は、これまで、温室効果ガスの排出量削減のために次のような取組を行ってきました。

- ・ エレベーター稼働台数の削減（閑散時）
- ・ 照明器具の間引き点灯
- ・ 多目的ホールの照明器具の LED 化
- ・ 各室の空調温度の適正な設定（冷房時 28℃、暖房時 19℃）
- ・ グリーン購入の推進
- ・ 省エネ意識について職員への徹底と利用者への啓発

さらに、次期指定管理期間において、次のような取組を検討しています。

- ・ 冷房時、暖房時に対応する冷温水発生器の出口温度の適正な設定 (新)
- ・ トイレ内の水道設備への流量調整弁設置による水道使用量の削減 (新)
- ・ 全館 LED 化をめざし、神奈川県と協議することを検討中 (新)

- かながわ労働プラザの温室効果ガス排出量削減目標（令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間）
当協会は、「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」を踏まえ、次期指定管理期間 5 年間（令和 3～7 年度）で 13.5%削減することを目標とします。

- ・ 電気使用量 15.4%（平成 25 年度実績比）
- ・ 水道使用量 10.5%（平成 25 年度実績比）
- ・ ガス使用量 5.0%（平成 25 年度実績比）

* 神奈川県では、2030(平成 42)年度の県内の温室効果ガスの総排出量を、2013(平成 25)年度比で 27%削減することを目標としています。

■ 水環境負荷の低減

環境負荷の低い石けんや洗剤の使用を徹底します。

■ 環境に配慮したイベント等の誘致・協力

これまで、プラザフェスタ等において、発電体験やソーラーパネルを使用したワークショップの開催等、環境問題への啓発に係るイベントを開催してきました。

今後も、環境に関わる団体等が行う地球温暖化防止や環境配慮を啓発するイベントを誘致するほか、環境に関する様々な情報の発信を支援します。

(2) コンプライアンス、社会貢献 ウ 障害者雇用への配慮

(ア) 法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績

① 法定雇用率等の達成状況

当協会では、現在、障がい者2名（内1名は重度障がい者）を雇用しており、障害者雇用率は2.96%（法定雇用率2.2%）となっています。

この2名は、かながわ労働プラザの労働情報コーナーの受付と、寿労働センター無料職業紹介所の受付・開拓部門に配置しています。

■ 障害者雇用状況（令和元年6月1日現在）

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率 - (B)
84.5	2.5	2.96	0

■ 未達成の場合の今後の対応

当協会は、法定雇用率を達成しています。

■ 障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について）

無

② 障がい者雇用促進の考え方と実績

■ 直接雇用の促進

当協会は、誰もが能力と適性に応じた仕事に就き、自立した生活を送ることができるような社会の実現に寄与するため、障がいのある人を積極的に雇用する必要があると考えています。

そこで、今後も、法定雇用率の達成を継続するとともに、障害者雇用率を引き上げられるよう取り組んでいきます。

■ 直接雇用以外の取組

● 建物総合管理業務等の委託業者を選定する場合の考え方

委託業者を選定する場合等は、法定雇用率を超えて障がい者を雇用していることを委託要件としています。

【契約例】 清掃業務・警備業務・設備保守業務・害虫駆除業務等

● 障害者雇用優良企業からの優先的調達

【調達例】 ・ トイレ用品、衛生製品等
・ イベント等での粗品等

● 障がい者就労施設等からの積極的な物品・サービスの購入

【調達例】 ・ 神奈川県労働大学講座修了証の発注
・ 利用者満足度調査謝礼用和紙製品（ブックカバー・しおり）

● 県立特別支援学校生徒の就業実習の受入れについての検討

県立特別支援学校に声をかけ、かながわ労働プラザをはじめ、当協会の他の指定管理施設において生徒の就業実習先として受け入れることについて検討を進めています。

【就業実習の業務例】 プラザのホール等設営業務、清掃業務、蔵書点検業務等

- 障がい者施設や団体等の製作物等の紹介 (P31,52)

当協会では、障がい者が能力を発揮したり、または能力の向上を目指す活動を支援するため、障がい者施設や団体等の製作物等を紹介する機会を設けています。

【紹介例】 障がい者施設の調理パンや菓子パン、授産施設の製作品等

(イ) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方

障害者差別解消法では、障がいのある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止しています。

また、神奈川県は平成 28 年 10 月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、県民の皆様に普及することに努めるなど、ともに生きる社会の実現に向けた取組を推進しています。

当協会では、こうした状況を踏まえ、かながわ労働プラザを誰もが使いやすい施設にするために、ユニバーサルデザインの視点から様々な取組を進めています。

これまでの取組

■ 「共生社会」の実現に向けた協会職員の意識改革

「プラザ コンシェルジュ宣言」を平成 29 年 1 月に改訂し、共生社会の実現のために、当協会職員全員が温かい心もち、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現ができるよう、障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別を排除することを明確にしました。

■ 誰もが利用しやすい施設づくり

当協会では、障がいのある人も障がいのない人も、利用しやすい施設をめざし、次のような取組を進めています。

- 視覚障がい者対応
 - ・ 点字による施設案内板の設置
- 聴覚障がい者対応
 - ・ 耳マーク（筆談等の対応をする用意ができていることを示すマーク）の掲示
 - ・ 筆談ボードの設置 ・ 自主講座における手話通訳者の手配
 - ・ 当協会が主催する県民への手話体験講座の開催と職員の受講促進
- 言語障がい者対応
 - ・ コミュニケーションボードの設置
- 身体的障がいをお持ちの方や高齢者、保育者等への配慮
 - ・ オストメイトの整備、おむつ交換台 ・ 障がい者用駐車スペースの確保
 - ・ 和室・多目的ホールの段差解消用スロープの設置等



新たな取組

■ 利用受付窓口の整備

現在、1 階受付窓口と労働情報コーナーの間は壁で仕切っていますが、仕切りを撤去して一体化することにより、車いすでもスムーズに出入りできるようにします。(P7)

■ 多目的トイレ内音声案内装置の設置

トイレ入室時に人感センサーにより音声案内が流れ、視覚に障がいのある人をはじめとする利用者にスムーズな誘導ができるようにします。

■ 配色、書体等に留意したパンフレット等の作成

色覚に障がいのある人が正確かつスムーズに情報を受け取ることができるよう、配色、書体とフォントに留意したパンフレット等を作成します。

■ 手話教室の継続的開催による手話の普及等

昨年度、神奈川県聴覚障害者連盟の協力を得て、県民の方々に手話を普及させることを目的として「初めての手話体験教室」を開催し、好評を得ました。今後、さらに内容をステップアップさせた手話教室を開催し、広く手話を普及することに努めるとともに、協会の職員を参加させ手話の習得を促進します。

■ ウェブアクセシビリティの導入の検討

高齢者や視覚・色覚に障がいのある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ホームページで提供されている情報にアクセスし利用できるように、ウェブアクセシビリティの導入を検討します。

(2) コンプライアンス、社会貢献

Ⅰ 社会貢献

(ア) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

① 当協会のCSRの考え方

当協会は、労働者の福祉の充実及び雇用の安定に寄与することを目的として設立された公益財団法人ですが、単にこの目的の達成を追求するだけでなく、協会として、積極的に社会的な役割を果たしていくことが重要と考えています

こうした考え方から、社会貢献活動として、雇用促進、地域貢献、ボランティア活動、寄付活動等に取り組んでいます。

② 具体的な社会貢献活動の実績

■ 雇用促進

● 無料職業紹介、技能講習 (P29)

当協会の寿労働センター部門での職業紹介や技能講習事業の実施により、就労支援に取り組んでいます。

● 障がい者雇用等の取組 (P49)

障がい者の直接雇用に加え、障害者雇用優良企業からの優先的調達等にも積極的に取り組んでいます。

● 職場体験の受入れ

当協会が運営する指定管理施設において、近隣中学校高等学校からの職場体験の受入れや、就労できない引きこもりやニートの方の専門機関からの職業体験の受入れを行っています。

■ 地域貢献

● 授産施設からの物品の購入 (P31,50,51)

かながわ労働プラザで実施する利用者満足度調査の謝礼品について、プラザオリジナルグッズの製作を近隣授産施設に委託しています(平成30年度ブックカバー、しおり)。

● 地域団体や障がい者施設との連携 (P16,31)

かながわ労働プラザでは、定期的に地域団体(戸塚4Hクラブ協議会)の野菜や、障がい者施設(社会福祉法人恵友会ギッフェリ)の手作りパンの直売会を行っています。

(令和元年度実績:5・6・7月、11・12・1月、6回実施)

● 手話体験教室の開催 (P20,51)

昨年度、神奈川県聴覚障害者連盟の協力を得て、広く県民に手話を普及させることを目的として「初めての手話体験教室」を開催し、好評を得ることができました。

今後は、さらに内容をステップアップさせた教室を開催し、手話を広く県民に普及する一助となるよう努めます。

■ ボランティア活動

● 災害ボランティアへの職員の派遣

職員が被災地等で災害ボランティアに参加する際は、ボランティア休暇で派遣するほか、交通費や宿泊費、食事代等の援助を行うこととしています。

(2019年台風19号被災地支援・災害ボランティアへ参加)

■ 寄付活動等

● イベント内でのチャリティーバザー等の売上金の寄付

平成20年度から、プラザフェスタや他の指定管理施設でのイベント等でバザー等の売上げを緑化保全等の環境保護活動や神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社へ寄付しています。

● 盲導犬育成募金等募金への協力

目の見えない人・見えにくい人が行きたい時に行きたい場所へ安全に出かけられるように、お手伝いをする盲導犬の育成にプラザ1階受付に募金箱を設置し、協力しています。

このほか、緑化協力金、災害義援金、また、開発途上国の子供へポリオワクチンを贈るエコキャップ運動等に積極的に協力しています(平成18年～)。

(イ) SDGs (持続可能な開発目標) への取組

当協会は、かながわ労働プラザの指定管理者として、SDGsの目標8「働きがいも経済成長も」の達成に向けて、次の取組を進めています。

また、目標3、4、7、10、11、17についても、次のような取組を進めています。

■ 当協会のSDGsの取組

目 標	当協会が実施する具体的な取組	掲載頁
 3 すべての人に健康と福祉を	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康で豊かな生活と未病の改善のための機会の提供 (体力づくり教室、ヨガ、ピラティス講座、栄養講座等) ○ 公益財団法人かながわ健康財団と連携した未病対策事業の展開 	p 14 p 31
 4 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働・生活・芸術文化教養・健康を4つの柱とした魅力ある講座の開催による労働者福祉の増進 	p 14
 7 省エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全館 LED 化の推進 一部 ○ 第1期から第3期までのLED化に引き続き、第4期では未実施の会議室すべてのLED化を検討 ○ 省エネルギーの取組の推進 照明器具のこまめな消灯、空調設備の冷暖房時の設定温度調整、エレベータの運転時間調整等既に実施していることを、入居団体の協力と設備業者との連携により、より強力に推進 ○ 資源再利用の徹底 文書の電子化、ペーパーレス化、ごみ減量及びリサイクル分別等徹底 	p 48 p 48 p 33
 8 働きがいも経済成長も	<p>[働き方改革・働きがいの創出]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯現役高齢者就労支援講座 ○ 働く上で必要な労働法基礎知識の提供 ○ 育児・介護休業や子の看護休暇、育児参加休暇等の取得の促進による次世代育成の支援と仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ○ パワーハラスメント等防止対策の実施 ○ 県立特別支援学校生徒の就業実習の受入れの検討 ○ ニートや引きこもり等無就業者の職場体験受入れ <p>[中小企業支援・育成等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内地場産品「かながわブランド」のPR 機会の提供 ○ 「神奈川なでしこブランド」の商品・サービスの紹介 ○ 地域活動団体の「よこはまの野菜」の紹介 ○ 障がい者団体による手作りパンの紹介 	p 14 p 14 p 43,44 p 44 p 49 p 52 p 31 p 31 p 31 p 50
 10 人や国の不平等をなくそう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語に対応できる受付受付体制の整備 例：音声翻訳機の設置 ○ 「ともに生きる社会かながわ憲章」を広く県民の皆様へ普及することに努めるなど、ともに生きる社会の実現に向けた取組の推進 例：手話教室の継続開催 ○ 障がいのある方にも使いやすい施設づくり 例：車いすでも入りやすい1階受付の改修 ・ 筆談ボードの設置 	p 7 p 50 p 50
 11 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や労働者等を対象に防犯講習会の開催 (伊勢佐木警察署の協力による振り込め詐欺等の防犯講習会等) ○ 地域防災への協力 	p 16 p 28
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者、地域住民関係団体等との連携による多機能を有する労働プラザの特性を活かした事業の展開 例：ニートひきこもり等の社会参加のお手伝い(就労支援のための技能講習の開催) 共生社会実現のための関係団体との連携による講習会の開催(手話教室等) 	p 30

(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

ア 事故・不祥事への対応

(ア) 募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故または不祥事の有無、事故等があった場合の対応状況、再発防止策構築状況

- 過去 3 年間の重大な事故または不祥事はありません。

(3) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

イ 個人情報保護の考え方

(ア) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報取扱いの状況

① 個人情報保護についての方針

当協会は、個人情報の管理及び保護について、個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例を踏まえ、個人情報保護規程を定め、適正な個人情報保護の取扱いに努めています。

② 個人情報保護等の安全管理の仕組み

■ 協会としての個人情報保護管理体制

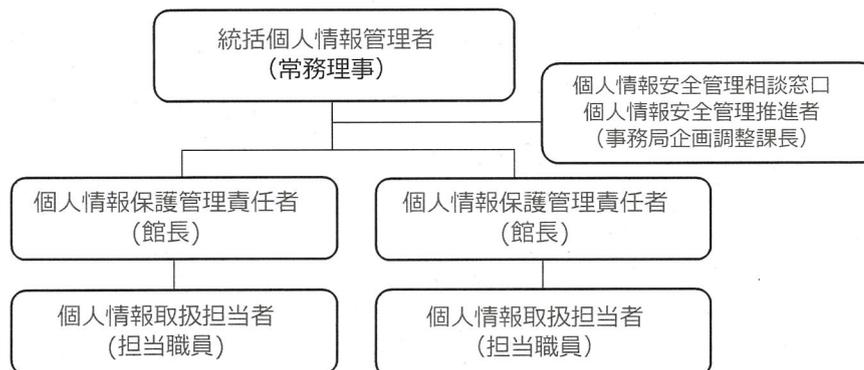
個人情報保護を適切に推進するため、常務理事をトップとした個人情報保護安全管理体制を整備しています。

また、本部事務局に個人情報安全管理相談窓口を設け、個人情報安全管理推進者(事務局企画調整課長)による相談・指導を行うとともに、チェックリストによる個人情報取扱点検を毎年定期的に行うなど管理体制を整えています。

■ プラザ部門における個人情報保護管理体制

プラザ部門においては、館長を個人情報保護管理責任者とし、その下に個人情報取扱担当者を配置し、職員が個人情報の取扱いを適切に行うよう、確実に管理監督しています。

● 個人情報保護安全管理体制図



■ 個人情報漏洩リスク対策

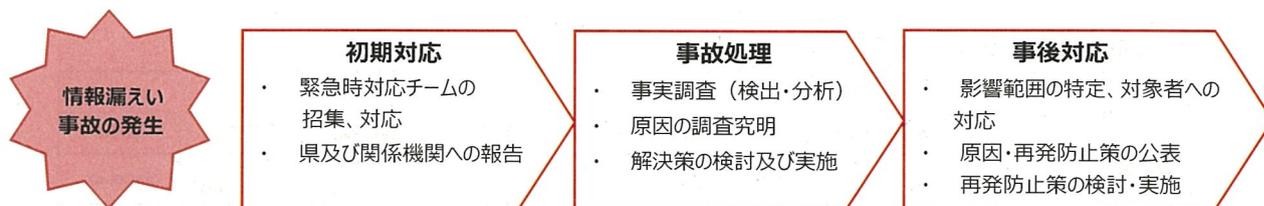
● 事前対応

- ・ 事務所の立入り禁止区画を設定し、部外者の立入りを禁止しています。
- ・ 夜間・休日は、事務所の機械警備を実施しています。
- ・ 情報漏洩等の事故発生に備え、個人情報漏洩損害保険へ加入しています。

● 漏えい発生時対応

法令違反・情報漏洩等の事故が発生した場合、緊急時対応チームをただちに招集し、次のように対応することとしています。

- ・ 情報取扱責任者が、速やかに神奈川県、その他関係機関へ報告します。
- ・ 二次被害を防ぎ類似事案の発生を避けるため迅速な事実調査と原因の究明を行います。
- ・ 影響の及ぶ範囲を特定と影響を被る対象者への速やかな連絡をし、誠意ある謝罪、対応をします。
- ・ 事実関係の速やかに公表し、再発防止策を講じます。



■ 委託業者に対する監督

- 個人情報記載されている利用申請書等の処分業務を委託する場合は、委託業者に対して、安全管理が守られるよう、「委託契約双方の責任、漏洩防止事項、委託契約範囲外の加工等の禁止、委託契約終了後の個人情報の返還・消去・廃棄等に関する事項等」を内容とする契約を締結しています。

また、当該契約の中に、

- ・ 受託者に対する個人情報の取扱状況の定期的な確認
- ・ 受託者に対する個人情報の取扱いの改善要求等を当協会の権限で行えることを明記しています。

③ 個人情報保護についての職員に対する教育・研修体制

情報セキュリティに関する教育・研修を定期的実施し、個人情報の取扱いに関する安全保護措置の内容と必要性を理解させるとともに、チェック表によるセルフチェックや、OJTによる振り返りを行い、ノウハウの陳腐化・知識の形骸化の防止に努めています。

また、統括個人情報管理者（常務理事）及び個人情報保護管理者（プラザ館長）等に対しては、管理者向けの研修を実施し、管理者として個人情報保護体制を適切に維持管理することを徹底しています。

このほかに、個人情報安全管理推進者（事務局企画調整課長）によるチェック・指導も行っています。

時期	実施する研修等の内容	対象	実施回数	形式
上半期	個人情報保護基礎講座	全職員	年1回	講座の受講
	情報セキュリティセルフチェック	全職員	年2回	チェック表での確認
	ふりかえり実務研修	全職員	適宜	OJT
下半期	管理職向け研修	幹部職員	年1回	講座の受講
	情報セキュリティセルフチェック	全職員	年2回	チェック表での確認
	個人情報安全管理チェック	全施設	年1回	個人情報安全管理推進者により不定期
	ふりかえり実務研修	全職員	適宜	OJT

④ 個人情報取扱いの状況

プラザ館長が、個人情報保護管理責任者として取扱担当者の業務区分を明確に定め、個人情報取扱状況一覧表を作成し、適切な管理を行っています。

■ 個人情報保護マニュアルの策定、個人情報取扱状況一覧表の作成

個人情報取扱者は、「公益財団法人神奈川県労働福祉協会個人情報保護規程」「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、「個人情報等の取扱いに関する業務マニュアル」「個人情報取扱状況一覧表」を策定し、適切な運用を行っています。

「個人情報取扱状況一覧表」

名称	個人情報の種類					保管状況				
	氏名	住所	電話	FAX	メール	保管場所	保管方法	保管期間	処理方法	処理日
受講者名簿データ	○	○	○	○	○	金庫	施錠	XX.XX.XX - XX.XX.XX	データ抹消 ソフトで消去	XX.XX.XX
受講者名簿綴り	○	○	○	○	○	書庫	施錠	XX.XX.XX - XX.XX.XX	業者委託	XX.XX.XX
公共施設利用予約システムの登録申請書	○	○	○	○	○	書庫	施錠	XX.XX.XX - XX.XX.XX	業者委託	XX.XX.XX

■ 個人情報保護のために講じている具体的な措置

取得・取扱	<ul style="list-style-type: none"> 取扱い範囲・目的を明確に特定・明示し、本人の同意を得て、目的達成のために必要な最小限とし、適法かつ公正な手段により取得します。
移送・送信	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報・個人データの FAX 送付を禁止します。 個人情報・個人データの電子メール送信を原則禁止します。
利用	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく場合以外は、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えた利用はしません。 個利用目的の範囲内かつ業務の遂行上必要な限度内で、個人情報を利用します。
管理・保管	<p>書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 施錠管理できる書庫に収納して組織的に管理し、作業責任者の許可なく持ち出すことを禁止します。 個人情報に繋がる書類、メモ書きが残らないように、机上チェック、整理を組織的に徹底します。 <p>パソコン・電子記憶媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティワイヤーロックを施すなど、盗難防止対策を実施するとともに、原則持出しを禁止します。 ID 設定及びパスワードを設定し、適宜パスワードを変更します。 パソコンがインターネットに接続されている場合、ファイアウォールの設定、ウイルス対策ソフトの導入、セキュリティパッチの適用を行い、常に最新の状態に更新し、不正アクセス防止対策を講じます。 ファイル交換(共有)ソフト等の情報漏えいの危険性の高いソフトウェアのインストールを禁止し、定期的にインストールされていないことを確認します。 USB や CD-R 等個人情報の記載があるアプリケーションファイルはパスワードを設定します。 個人情報が記録された記録媒体は、パスワード機能付きを使用し、施錠管理できる保管室や金庫等で厳重に保管し、持出しを禁止しています。
第三者への提供	<ul style="list-style-type: none"> 「利用者の同意がある場合」「個人情報保護その他の法令に定めのある場合」等を除き、個人情報を第三者へ提供しません。
開示・訂正・利用停止	<ul style="list-style-type: none"> 開示・訂正・利用停止等の請求があった場合は、神奈川県個人情報保護条例及び当協会規程に基づき、適正に対応します。
消去・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> パソコンのストレージ、USB や CD-R 等記憶媒体は、データ消去ソフトによりデータ抹消し、ハードディスクを復元不可能な状態に物理的に破壊します。 紙媒体での保管はカギのかかる場所に一定期間保管した後、シュレッダー、外部委託処理をします。 外部委託する場合は、データ消去ソフトによりデータ抹消した上、複数回フォーマットを行い、溶解処分としています。処理後は、書類・データ消去作業証明書等を取得します。

⑤ その他の個人情報に関する対応

■ 情報の公開への対応

- 当協会では、神奈川県情報公開条例の趣旨を踏まえ、情報公開規程を定め、適切に運用しています。

■ センシティブ情報の取扱い禁止

- 思想・信条及び宗教、人種及び民族、犯罪歴及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報は取り扱いません。

■ 個人情報の利用目的の特定とその公表

- 協会が取り扱う個人情報については、本人が利用目的を明確に理解できるよう、利用目的を具体的に特定し、受付窓口への掲示、ホームページ上への掲載により公表しています。
- 法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えた利用はしません。

■ 苦情への対応

- 個人情報の取扱いに関する苦情に適切・迅速に対応するための体制を整備しています。
 - ・ 苦情処理・相談マニュアルを作成し、職員に周知しています。
 - ・ 受付窓口・電話・郵便・FAX、電子メール等により苦情の申出・相談ができることを、受付窓口での掲示、ホームページへの掲載等により周知しています。
 - ・ 神奈川県その他関係機関への苦情の申出について、受付窓口への掲示、ホームページへの掲載等により周知しています。

(4) これまでの実績

(ア) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

これまで運営してきた類似施設

【神奈川県】

施設名	設置目的	管理・運営期間	実績等
神奈川県中小企業従業員厚生センター (ハイツ&ヴィラなかがわ)	・ 中小企業従事者とその家族に対する宿泊、研修、体育館等の施設の提供	S46～H17	・ 神奈川県から管理運営受託 ・ H18年3月閉館
神奈川第一中高年齢労働者福祉センター (サンライフ横浜)	・ 中高年齢者の雇用促進 ・ 健康、趣味等の文化活動 ・ 宿泊研修、会議	S52～H15	・ 神奈川県から管理運営受託 ・ H15年12月閉館
神奈川第二中高年齢労働者福祉センター (サンライフ川崎)	・ 中高年齢者の雇用促進 ・ 健康、趣味等の文化活動	S57～H17	・ 神奈川県から管理運営受託 ・ H18年3月閉館
神奈川県中小企業労働研修センター	・ 中小企業労働者の研修機会と場の提供 ・ 文化、教養活動	S57～H17	・ 神奈川県から管理運営受託 ・ H18年3月閉館
神奈川県勤労会館	・ 労働者の福利厚生の活動 ・ 文化、教養活動	S60～H4	・ 神奈川県から管理運営受託 ・ 県立かながわ労働プラザ建設に伴い、H4年10月閉館
神奈川県立かながわ労働プラザ	・ 労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供	H8～H17 H18～	・ 神奈川県から管理運営受託 ・ H18年4月から指定管理者として、管理運営を実施

【川崎市】

施設名	設置目的	管理・運営期間	実績等
川崎市生活文化会館	・ 技能について市民の理解を深め、技能職者相互の交流・技能水準の向上を図ること。	H18～	・ 川崎市から指定管理者の指定を受け、平成18年度から管理運営を実施
川崎市立労働会館	・ 労働組合その他諸団体における文化、慰楽、集会等の使用に供し、その健全なる発達を図り、及び労働者のための福利厚生の施設を設け、その勤労意欲の向上に資すること。	H28～	・ 川崎市から指定管理者の指定を受け、平成28年4月から管理運営を実施

(イ) 県又は他の自治体における指定取消しの有無

当協会は、これまで、平成 18 年から現在まで、指定管理者として、神奈川県の1 施設、川崎市の2 施設の管理運営を行っていますが、指定の取消しを受けたことはありません。

